

令和7年（ワ）第2263号 除名処分無効確認等請求事件

原告 木原 功仁哉

被告 日本誠真会 外1名

準備書面（1）

令和8年4月14日

神戸地方裁判所第4民事部合議B係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 勝 部 環 震

同 弁護士 本 莊 振 一 郎

同 弁護士 太 田 和 磨

第1 本案前の答弁の理由(請求の趣旨1除名処分無効確認請求について)

原告は、令和7年12月7日に行われた除名処分（以下「本件処分」という。）の無効確認を求めているものの、除名処分は「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」であり、裁判所の審判権が及ばないため、直ちに却下されなければならない。

また、確認の利益も欠いており不適法である。

1 原告自身も共産党袴田事件判決に照らして判断されるべきである旨主張していること

原告は、訴状第4、1において、「本件除名処分の当否は、最高裁昭和63年12月20日判決集民155号405頁（共産党袴田事件）の判旨に照らし

て判断されるべきである」と主張しているとおりに、原告自身が本件請求の趣旨1については同判例に基づいて判断されるべき旨を自認している。

被告らとしても、本件請求の趣旨1については、同判例に基づき判断されるべきであると思料しており、この点に関して当事者間に争いはない。

2 原告は判例の判断内容を誤って主張していること

原告は、「最判昭和63年は以下のとおり判示して、たとへ政党の内部的自律権に属する行為としての党员に対する処分であつても、その当否は内部的規範及び条理に基づいて決せられる限度においては司法審査が及ぶ旨判示してある」と主張するが、明らかに誤っている。

共産党袴田事件最高裁判決は、原告が訴状第4, 1において引用しているとおりに、「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党员に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党员にした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり」と判断している。そして、「右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」と判断している。

3 本件処分は「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる」こと

そもそも、原告は、本件処分が一般市民法秩序と直接の関係を有し内部的な

問題にとどまらないこと、つまり「一般市民としての権利利益を侵害する場合」に該当することを何ら主張・立証していない。

そして、本件（除名）処分によっても、原告は黨員としての資格を政党内部で失うのみであり、何ら一般市民としての権利利益を侵害されるものではない。加えて、原告は甲7の肩書にも自ら記載しているとおり政治団体「祖国再生同盟」の代表であるところ（乙1）、本件処分によっても同身分を失うことはなく同団体において自らの理念・思想に基づき支障や制限なく引き続き政治活動を行うことが可能であることから、何ら一般市民としての権利利益を侵害されるものではないといえ、本件処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題であり、裁判所の審判権は及ばない。

4 確認の利益を欠いていること

確認訴訟における確認の対象となる法律関係は、原則として現在における法律関係であって、過去の法律関係の確認については、現に存する紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要と認められる場合に限り確認の利益が認められるべきである（最高裁昭和47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513号参照）。

しかし、原告の求めている除名処分の無効確認請求は、過去の法律関係の確認を求めるものであり、現に存する紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要とは到底認められないことから、原告の請求は不適法であり却下されなければならない。

5 結論

以上のとおり、請求の趣旨1については、原告自身が本件処分は共産党袴田事件最高裁判決の判旨に照らして判断されるべき旨主張しており、本件処分は「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」であることは明らか

であることから、裁判所の審判権は及ばない以上、本案の審理に入るまでもなく直ちに却下されなければならない。

また、確認の利益を欠いていることから不適法であり、却下されなければならない。

第2 請求の原因に対する認否

第1記載のとおり、請求の趣旨1はそもそも却下されなければならないため、本来認否の必要はない。また、請求の趣旨2についても、後記第3のとおり、政党の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきであることから、必要な限度において認否を行う。

1 「第2 当事者」について

1について、第1文および第2文は認める。第3文は否認する。原告は、令和7年1月4日に入党申込手続を行うまで党员として登録されておらず、党費も支払っておらず、党员ではなかった(乙2)。被告党の顧問であった南出喜久治氏からの紹介を受け被告党の活動を行うようになったが、そもそも党员ではなかったことが後に発覚している。

2及び3は認める。

2 「第3 本件除名処分に至る経緯」について

- (1) 1について、被告党は原告に対し甲5の1及び2を送付したことは認める(甲5の2について、令和7年12月25日付原告証拠説明書において、作成日が令和7年12月6日となっているが、正しくは12月5日である。)
- (2) 2について、原告が、chatworkにおける副党首5名及びブロック幹事候補で構成されたグループ内において、第3、2枠内記載の投稿をしたことは概ね認める。
- (3) 3について、原告が甲8を送信したこと、被告党が除名処分を行い甲

9の1及び2を送付したこと、甲10の2及び3を送付したことは認め、その余は不知である。被告党は、令和7年12月5日、選出した党紀委員により開催された党紀委員会において原告の資格停止処分の決定を行い同通知を行ったところ、原告は同月6日に島根県において被告党名義でミニ集会を開始した。被告党党紀委員会は、甲9の2記載の事実について「本件規約違反のみならず、本党の規律を乱す行為、黨員たる品位をけがす行為」と認定し、除名を常任委員会に要請し、常任委員会は、除名処分を行った（黨員規約第12条3項）。

3 「第4 本件除名処分が無効であること」について

- (1) 1について、上記第1記載のとおり、共産党袴田事件最高裁判決に関する原告の主張は誤っている。
- (2) 2について、黨員規約12条の内容は認める。
- (3) 3について、否認する。そもそも党紀委員会は、規約違反の疑い等が生じた際に事案毎に設置されるものであり、本件処分に関し、南出喜久治氏及び原告は党紀委員として選出されておらず、同人らの選出について党首による承認もしていない。そもそも、原告の規約違反行為に対し、原告自身が党紀委員に選出されることは利益相反が生じることからもあり得ない。原告の資格停止処分には党紀委員が選出され実施されている。
- (4) 4について、否認する。常任委員会の決議は行われている。
- (5) 5について、争う。
- (6) 6について、争う。

4 「第5 慰謝料請求」について

被告党が甲15の1及び2を公表したことは認め、その余は否認する。不法行為が成立するとの主張は争う。

第3 本案に関する被告らの主張

1 本件処分に不法行為は成立しないこと

(1) 政党の自律的な判断を尊重しこれを前提として請求の当否を判断すべきであること

そもそも、原告の訴状における「事案の概要」及び第5（慰謝料請求）の第6段落目には、本件処分自体を不法行為と捉え損害賠償請求をしているかのような主張が伺える。

仮に、請求の趣旨2に関する請求が、原告の私法上の権利利益の侵害を理由とする不法行為の成否を問題とするものであることを理由に、訴え自体は適法と解されるとしても、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否について、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とすべきことは、同処分が私法上の権利利益を侵害することを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求等の当否を判断する場合であっても異なることはない。したがって、当該処分が政党の内部的な問題にとどまる限り、政党の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断しなければならない（最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民事判例集73巻2号123頁参照）。

(2) 除名処分に対する不法行為が成立しないことは下級審裁判例においても同じ判断がなされていること

ア 自民党除名処分無効請求事件（東京地判令和4年6月14日 令和3年（ワ）第25239号除名処分無効確認等請求事件 LL/DB判例秘書）

当該事件は、自民党員であった原告が除名処分を受けたことに対し、当該除名処分の無効確認を求めるとともに、当該処分に不法行為が成立するとして損害賠償請求を行ったという本件と同様の事案である。

同裁判例は、上記平成31年判例を参照した上で、「本件各処分は、

被告自民党の内部規律の問題にとどまるというべきであるから、その適否については被告自民党の自律的な判断を尊重すべきである。そうすると、本件各処分が違法な行為に当たるとは認められないから、本件損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」と判断している。

イ 民主党除名処分無効確認請求事件（東京地判平成23年7月6日 平成2年（ワ）第15826号除名処分無効確認等請求事件，判例タイムズ1380号243頁）

当該事件は、民主党の役員であった原告が除名処分を受けたことに対し、当該除名処分の無効確認を求めるとともに、当該処分等によって損害を被ったとして不法行為に基づく損害賠償請求を行ったという本件と同様の事案である。

同裁判例は、「本件除名処分について裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないことから、本件除名処分が違法であることを理由とする被告都連の不法行為は成立しない。」「本件除名処分については、実体的に違法かどうかだけでなく手続的に違法かどうかも含めて裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないから、本件除名処分が違法であることを理由とする被告都連の不法行為が成立しない」と判断している。

（3）本件処分についても不法行為は成立しないこと

本件処分についても、上記平成31年判例や、本件と同様の事例である上記裁判例と同様に判断すべきである。

本件処分は、被告党の内部規律の問題にとどまるというべきであるから、その適否については被告党の自律的な判断を尊重すべきである。

したがって、本件処分が違法な行為に当たるとは認められず、不法行為は成立しない。

2 本件公表に不法行為は成立しないこと

被告党が行った公表行為についても、上記1記載の判断基準が妥当し、公表した行為の態様・方法が殊更に原告の社会的評価を低下させるようなものであったか否かによって判断されるべきである（最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民事判例集73巻2号123頁参照）。

名古屋地判令和7年4月18日（令和6年（ワ）第3240号除名処分無効確認等請求事件 LLI/DB 判例秘書）においても、上記平成31年判決を参照した上で、同様の判断基準によって判断されている。

被告党は、「処分のご報告」と題して、添付したPDFにおいて、原告に対し除名処分を行った事実、その処分の理由及び被告党における役職・地位を喪失したことを記載しているのみであることから、その態様や方法に殊更に原告の社会的評価を低下させるような記載はない。

したがって、被告党の行った公表行為に不法行為は成立しない。

3 結論

以上のとおり、請求の趣旨2に関する本件処分行為及び公表行為に不法行為が成立する余地はなく、原告の請求の趣旨2についての請求は認められない以上、直ちに棄却されなければならない。

以上